

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則 … 福利・給与課	1頁
○ 平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料 に関する規則の一部を改正する規則 ………………	福利・給与課 3頁

お 知 ら せ

平成29年9月19日付け三重県公報2939号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則をここに公布します。

平成二十九年九月十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第七号

給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）附則第十六項から第十八項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与条例附則第十六項の規則で定める職員）

第二条 給与条例附則第十六項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成二十九年十月一日（以下「給料表適用日」という。）以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第一号において同じ。）をした職員
- 二 給料表適用日前に次に掲げる期間（以下この号及び次条第一項第二号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、給料表適用日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二十一号）第四十二条又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第八条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第二号において同じ。）をされたもの
 - イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間
 - ロ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ハ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間
 - ニ 現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和五十年三重県規則第六十四号）第七条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十二条に規定する病欠休暇若しくは介護休暇又は県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則（昭和三十七年三重県教育委員会規則第一号）第八条の規定によりその例によることとされる公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下

「公立学校勤務時間条例」という。)第十二条に規定する病気休暇、介護休暇若しくは福利厚生等休暇の承認を受けていた期間

三 給料表適用日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第三号において同じ。)を開始し、又は終了した職員

四 給料表適用日以降に三重県教育委員会(以下「県委員会」という。)が三重県人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議してその号給を決定された職員

(給与条例附則第十七項の規定による給料の支給)

第三条 給料表適用日に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員(給料表適用日の前日において、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号。以下「現業職員給与条例」という。)又は県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号。以下「学校現業職員給与条例」という。)の適用を受けていた者に限る。以下この条において同じ。)のうち、給料表適用日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(以下「複数事由該当職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額(教職調整額を含む。以下同じ。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、給与条例附則第十七項の規定による給料として支給する。

一 降格をした場合(第四号に掲げる場合を除く。) 給料表適用日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を一回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

二 給料表適用日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第四号に掲げる場合を除く。) 給料表適用日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 現業職員給与条例別表の給料表又は学校現業職員給与条例別表の給料表に掲げる給料月額のうち、給料表適用日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(以下この号において「現業職員給料表による給料月額」という。)に、それぞれ勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は公立学校勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員(イに掲げる職員を除く。) 現業職員給料表による給料月額

四 県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された場合 県委員会が人事委員会と協議して定める額

2 給料表適用日に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、給与条例附則第十七項の規定による給料として支給する。

(給与条例附則第十八項の規定による給料の支給)

第四条 給料表適用日の翌日以降に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員(新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった日の前日において、現業職員給与条例又は学校現業職員給与条例の適用を受けていた者に限る。以下この条において同じ。)(新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった日以降に前条第一項各号に該当することとなった職員及び県委員会が人事委員会と協議して定める職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった日の前日において受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、給与条例附則第十八項の規定による給料として支給する。

2 給料表適用日の翌日以降に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員のうち、新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなったもの(複数事由該当職員を除く。)には、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより給与条例附則第十八条の規定による給料を支給する。

3 給料表適用日の翌日以降に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、給与条例附則第十八項の規定による給料として支給する。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十六項から第十八項までの規定による給料の支給に関し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年九月十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第八号

平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成二十七年改正給与条例附則第三項から第五項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年三重県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「(県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員を含む。)」を削る。

第四条中「新たに給料表の適用を受ける職員」の下に「(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。)附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員を除く。)」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員であつて、その者の受ける給料月額(教職調整額を含む。以下この条において同じ。)が切替日の前日に受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から給与条例附則第十六項から第十八項までに規定する給料の額を減じた額を平成二十七年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。ただし、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、当該額に平成二十七年改正給与条例附則第三項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を給料として支給する。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社